

地縁による団体 認可申請の手引

(令和 6 年度改訂)

那須塩原市

市民生活部市民協働推進課

目 次

1	自治会法人化の趣旨	P 1
2	地縁による団体とは	P 1
3	認可を受けるための要件	P 1～3
4	「地縁による団体」認可申請の手続きの流れ	P 4
5	認可申請の際の提出書類	P 5
6	認可地縁団体制度の見直し（地方自治法の改正）	P 5～7
7	不動産に係る登記の特例	P 7～8
8	認可地縁団体に係る税金	P 8

提出書類の記載例（P9～17）

- 認可申請書
- 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類（総会議事録抄本）
- 構成員の名簿
- 申請者が代表者であることを証する書類（代表者就任承諾書）
- 規約

那須塩原市市民生活部市民協働推進課

〒325-8501 那須塩原市共墾社 108 番地 2

TEL : 0287 (62) 7151 FAX : 0287 (62) 7500

MAIL : shiminkyoudou@city.nasushiobara.tichigi.jp



MAIL QR コード

1 自治会法人化の趣旨

これまで、自治会や町内会などは、PTAや青年団などと同じく法的には通常「権利能力なき社団」と位置づけられ、法人格が与えられていなかったことにより団体名義での不動産登記ができませんでした。そのため、自治会が所有する土地や建物（公民館等）の登記は、自治会の代表者等の個人の名前でされており、その個人が亡くなったり、転居したりした場合には、新たに登記の変更（遺産相続や住所異動）が必要となり、名義の変更や相続などの問題が生じていました。

このような問題に対処するために、平成3年4月に地方自治法の一部が改正され、「地縁による団体」として認可を受けることにより自治会が法人格を取得し、自治会の名前で資産を持ち、管理することができることになりました。（平成3年4月2日施行）

ただし、法人格を取得しても、従来からの地縁団体と同様に、住民が自主的に組織して活動するものであり、市の監督下に置かれたり、行政権限の一部を有したりすることはありません。

また、認可の目的について、令和3年5月の地方自治法改正により、不動産等の保有を前提としないものに見直し、不動産等の保有の有無に関わらず地域的な共同活動を円滑に行うために許可を受けることができるようになりました（令和3年11月26日施行）。

2 地縁による団体とは

地縁による団体は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）と定義され、区域に住所を有することのみを構成員の資格としているものです。

したがって、自治会、町内会のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」といえます。

3 認可を受けるための要件

認可を受けるためには、次の4つの要件をすべて満たしていることが必要です。

- 1 区域内の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている」と認められること。**

※ 認可を申請する地縁による団体が、特定の活動ではなく、広く地域的な共同活動を行うことを目的とすることを規約に明記することが必要です。

地域的な共同活動とは、スポーツや社会福祉などの特定の活動ではなく、広く地域社会の維持及び形成に資するものです。つまり清掃・美化活動・防犯・防災活動・集会所の管理運営や親睦行事など一般的な自治会活動を意味します。

なお、「現にその活動を行っている」と認められる」ための証書は、総会に提出された前年度の実績報告書等とします。

2 「地縁による団体」の区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

※ 「区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない」（地方自治法第260条の2第4項）とされています。つまり、その区域は、団体の構成員のみならず市内の他の住民にとっても容易に認識できるよう、客観的に明らかな形で境界（河川・道路等）が画されている必要があり、なおかつ安定的に存在していることが必要です。

3 「地縁による団体」の区域に住所を有するすべての個人が構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。

※ 「すべての個人」とは、「年齢・性別等を問わず区域に住所を有する個人全て」のことをいいます。

また、「相当数」とは、一般的にその区域の住民の過半数を判断基準としています。

4 規約を定めていること。

※ この規約の中には、次の項目・事項について定められていることが必要です。

【規約の中に必要な項目・事項】

① 目的

良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的共同活動を行うことを目的とします。（具体的な活動内容を定めてください）

② 名称

団体の名称について、地方自治法上の制限はありません。ただし、他の法令において名称の使用制限がある場合は、その制限に従います。（例えば、商工会議所でないものが「商工会議所」という名称を使用することはできません。（商工会議所法第3条第2項））

③ 区域

区域は、住民にとって容易に特定できることが必要です。また、その区域が相当な期間にわたって存在していることが必要です。

④ 主たる事務所の所在地

特に制限はありませんが、これが当該地縁団体の正式な住所となります。
(「会長の自宅に置く」と定めることも出来ます。)

⑤ 構成員の資格に関する事項

当該地縁団体の区域内に住所を有する者は、全て構成員になれること、及び正当な理由がなければ加入を拒むことができないことを必ず明記しなければなりません。

また、構成員の条件に区域以外の事項（例えば、年齢・性別・国籍などの制限）を設けてはなりません。

なお、区域内に住所を有する法人・組合等の団体は、構成員にはなれませんが、賛助会員になることはできます。

⑥ 代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、職務等を定めます。

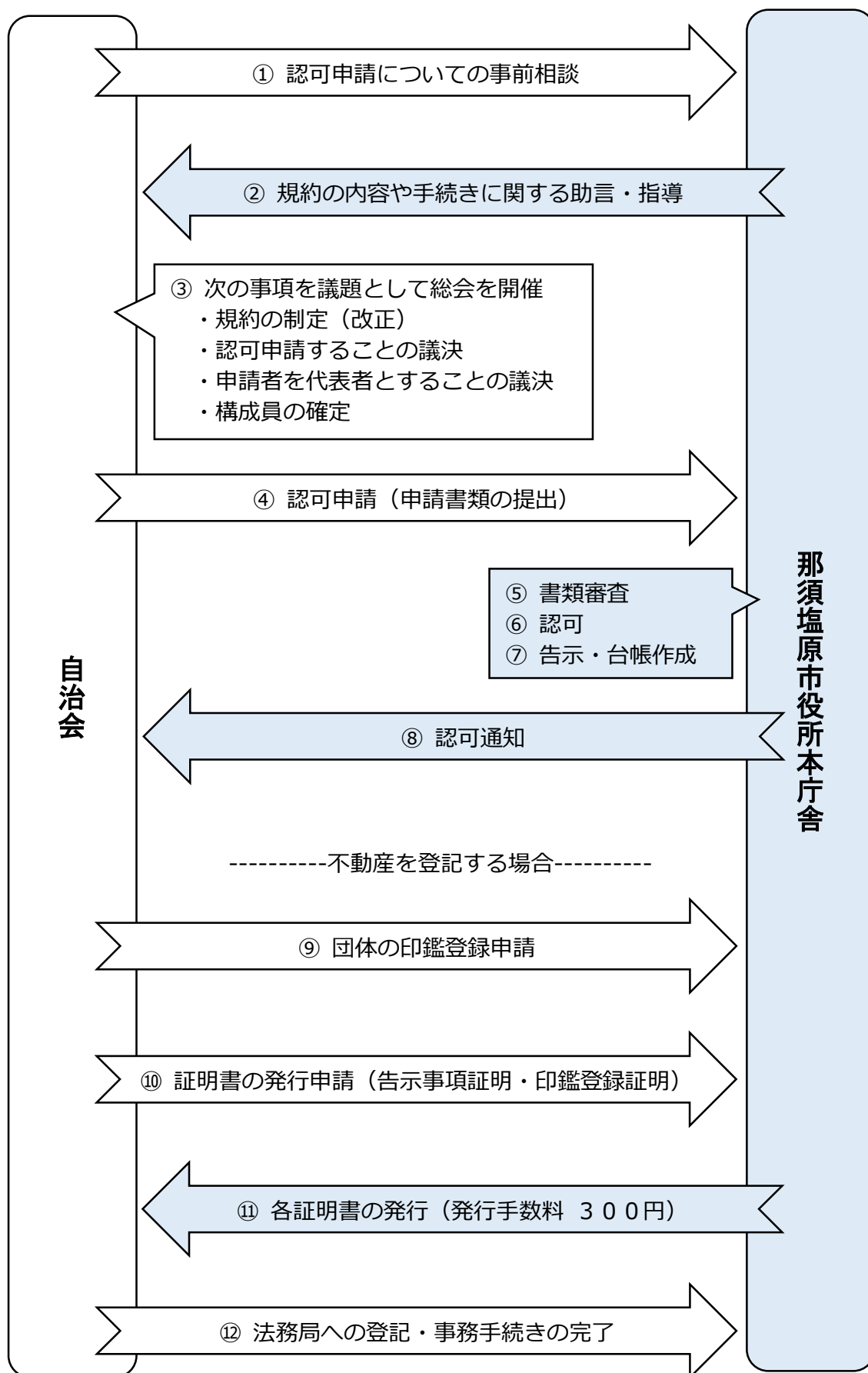
⑦ 会議に関する事項

会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項等を定めます。

⑧ 資産に関する事項

保有資産の構成、取得、処分の方法及び管理方法等を定めます。なお、資産目録の作成が義務付けられています。

4 「地縁による団体」認可申請の手続きの流れ



5 認可申請の際の提出書類

1 認可申請書

2 総会で議決した規約

3 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

議長及び議事録署名人の署名のある総会議事録の抄本

4 構成員の名簿

構成員全員の住所・氏名を記載

※ 区域内に住所がない人は、構成員になれません。

5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

前年度の事業報告書や決算書、本年度の事業計画書や予算書等、具体的な活動がわかる書類

6 申請者が代表者であることを証する書類

申請者が代表者となることを承諾した承諾書で申請者本人の署名のあるもの

7 その他

区域を示した図面

※ 規約で定める区域が、河川及び道路などの客観的な表示方法により規定している場合は、字名、地番、住居表示番号等の当該区域を具体的に記載したもの

6 認可地縁団体制度の見直し（地方自治法の改正）

地方自治法及び地方自治法施行規則の改正により、認可地縁団体について、次のとおり変更となりました。

1 表決権の行使の電子化（令和3年9月1日施行）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37条）により地方自治法の一部が改正され、認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができるようになりました。

電磁的方法に該当し得るものとしては、電子メールなどによる送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を

交付する方法があります。電磁的方法により会員の表決を認めるには、認可地縁団体の規約の改正又は総会の決議が必要となります。規約を改正するためには市長の認可を受ける必要がありますので、事前に御相談ください（規約変更認可申請書の提出が必要となります）。

2 認可を受けるための要件の見直し（令和3年11月26日施行）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第44号）により地方自治法の一部が改正され、地縁による団体（自治会・町内会）は、不動産等の保有（予定も含む）の有無に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市長の認可を受けることができるようになりました。

この改正に伴い、認可申請書に添える書類について、保有資産目録又は保有予定資産目録の提出が不要となります。

3 書面又は電磁的方法による決議の規定の創設（令和4年8月20日施行）

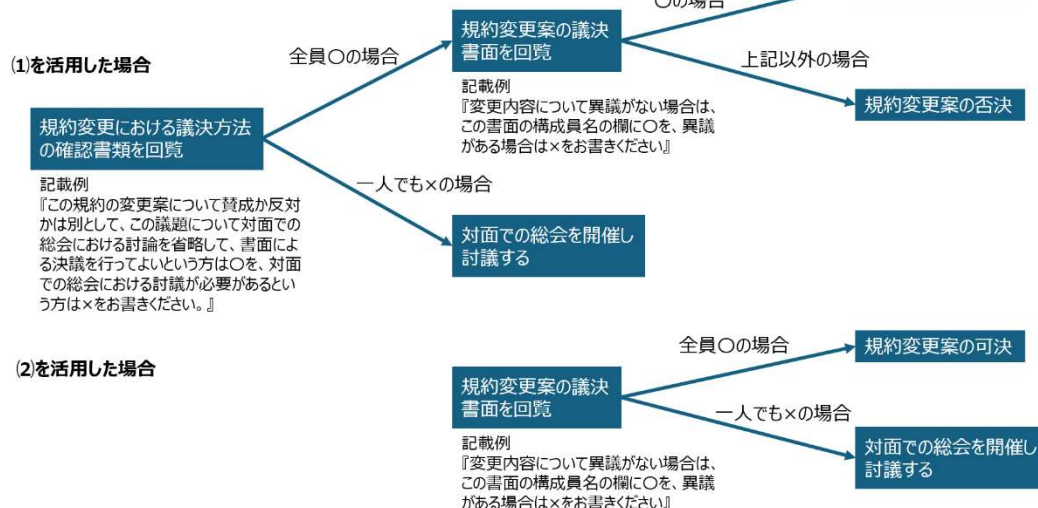
以下の2つの方法で、総会を開催せずに、書面又は電磁的方法(※)による決議をすることができるようになりました。

- (1) 総会で議決すべき場合において、書面又は電磁的方法による決議を行うことに対して構成員全員の承諾が得られたときには、総会を開催せずに書面又は電磁的方法により決議を行うことができるようになります。この場合、通常どおりの決議要件が適用されます。ただし、書面又は電磁的方法による決議を行うことに対して一人でも反対の人がいれば、通常どおり総会を開催し討議する必要があります。
- (2) 総会で議決すべき事項について、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなされます。ただし、一人でも反対があれば、通常どおり総会を開催し討議する必要があります。

※ 電子メール、Web サイト、アプリケーション等を利用した方法、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法などのこと。

イメージ図

書面による決議で規約の変更をしたい場合



4 解散に伴う清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告の回数の見直し（令和4年8月20日施行）

認可地縁団体が解散したときの清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告について、その回数が3回以上から1回に見直されました。

5 認可地縁団体同士の合併の規定の創設（令和5年4月1日施行）

総会の議決を経ることにより同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになります。ただし、合併するには市長の認可を受ける必要がありますので、事前に御相談ください。

6 土地改良区から認可地縁団体への組織変更制度の創設（令和5年4月1日施行）

小規模な土地改良区が、地域の実情に応じて継続可能な体制へ移行する場合に、県知事の認可を受け、地縁認可団体へ組織変更できる仕組みが創設されました。

7 不動産登記の特例

法人格を取得し、不動産登記ができるようになって、共有又は個人名義から法人名義に移転登記を行う際に、所有権者が数世代さかのぼる場合やすでに亡くなっている場合においては、相続人の追跡調査や承諾を得るために膨大な労力を費やし、更には、すべての相続人の承諾が得られなければ所有権の移転登記ができないという問題が生じています。

このようなことから、地方自治法の一部が改正（平成27年4月1日施行）され、認可地縁団体が所有する不動産のうち「一定の要件」を満たすものについて、公告申請などの一定の手続きを経たうえで、登記関係者の承諾があったものとみなされた旨の公告結果を市が公告申請を行った認可地縁団体に通知することにより、認可地縁団体が単独で当該不動産の登記名義人とする所有権の保存又は移転の登記申請を可能とする特例が創設されました。

【登記までの流れ】

- 1 相続人の所在が分からない等により移転登記できない場合、市に疎明資料（※）を添付のうえ所有不動産の登記移転等に係る公告申請書を提出します。
- 2 市は提出された疎明資料（※）により要件を確認します。
- 3 要件確認ができた場合、当該不動産の所有権の保存または移転の登記をすることに意義のある関係者等は、市に異議を述べるべき旨の公告をします。
- 4 3か月以上の公告期間において、異議が無かった場合は、異議がなかったことを証する情報について申請を行った認可地縁団体に提供します。
- 5 法務局において所有権の保存または移転登記を申請できます。

（※）次に掲げる事項を疎明するに足りる資料が必要です。

- ◆当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- ◆当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思を持って平穩かつ公然と占有していること。
- ◆当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人のすべてが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。
- ◆当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

8 認可地縁団体に係る税金

地縁団体の場合は公益法人とみなされ、法人税等については収益事業（※）のみ課税対象となります。

なお、自治会でのお祭りや古紙回収などにおける収入は課税対象外となります。

税の種類		地縁団体の認可を受けた法人	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	均等割…課税免除 法人税割…非課税	均等割と法人税割額 課税
	固定資産税	固定資産税の評価で課税減免措置有	固定資産税の評価で課税
県税	法人県民税	均等割…課税免除 法人税割…非課税	均等割と法人税割額 課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税 (不動産登記時)	課税	課税

（※）収益事業とは、法人税法で定められた34の事業を継続的に行うことと定義されており、それ以外の事業は収益事業に該当しません。

【収益事業の範囲】

1	物品販売業	13	写真業	25	美容業
2	不動産販売業	14	席貸業	26	興行業
3	金融貸付業	15	旅館業	27	遊戯所業
4	物品貸付業	16	料理店業	28	遊覧所業
5	不動産貸付業	17	周旋業	29	医療保健業
6	製造業	18	代理業	30	教授
7	通信業	19	仲立業	31	駐車場業
8	運送業	20	問屋業	32	信用保証業
9	倉庫業	21	鉱業	33	所有権や著作権の提供
10	請負業	22	土石採取業	34	労働者派遣業
11	印刷業	23	浴場業		
12	出版業	24	理容業		

認可申請書記載例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

那須塩原市長 様

認可を受けようとする地縁による

団体の名称及び事務所の所在地

名 称 〇〇自治会

所在地 那須塩原市〇〇町〇〇番地〇〇

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 那須塩原市〇〇町〇〇番地〇〇

連絡先(電話) 〇〇-〇〇-〇〇

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類記載例

〇〇自治会総会議事録（抄本）

- 1 日 時 令和〇年〇月〇日（〇） 〇時〇分開会 △時△分開会
- 2 場 所 〇〇〇自治公民館 那須塩原市〇〇町〇〇番地
- 3 会員の出席状況 出席者 〇〇名（うち委任状による出席者〇〇名）
欠席者 〇〇名
- 4 議 題 (1) 地方自治法第260条の2第2項に規定する〇〇自治会の地縁
による団体としての認可申請について
(2) 〇〇自治会規約の制定（変更）について
(3) 〇〇〇氏を会の代表とすることについて
(4) △△△氏及び□□□氏を議事録署名人に選任することについて
(5) ☆☆☆氏を議長に選任することについて
- 5 地縁による団体の認可申請にかかる総会の審議概要
 - (1) 地方自治法第260条の2第2項に規定する〇〇自治会の地縁による団体としての認可申請について、出席者の全員が同意した。
 - (2) 〇〇自治会規約の制定（変更）については、出席者の全員をもって可決した。
 - (3) 〇〇〇氏を本件認可申請にかかる会の代表者とすることについて、出席者の全員が同意した。
 - (4) △△△氏及び□□□氏を出席者全員の同意により、議事録署名人を選任した。
 - (5) ☆☆☆氏を出席者全員の同意により、議長に選任した。

上記は、令和〇〇年〇〇月〇〇日開催の〇〇自治会の総会議事録の抄本であることを証明する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議 長	〇〇	〇〇	（自署）
議事録署名人	□□	□□	（自署）
議事録署名人	△△	△△	（自署）

構成員の名簿記載例

構 成 員 名 簿

令和〇〇年〇〇月〇〇日 現在

No. × ×

	氏 名	住 所
1	那須塩原 一郎	那須塩原市〇〇町〇〇番地〇〇
2	那須塩原 二郎	那須塩原市〇〇町〇〇番地〇〇
3	那須塩原 花子	那須塩原市〇〇町〇〇番地〇〇
4	△ △ □ □	那須塩原市〇〇町〇〇番地〇〇
5	△ △ ◆ ◆	那須塩原市〇〇町〇〇番地〇〇
6	△ △ ■ ■	那須塩原市〇〇町〇〇番地〇〇
7	□ □ × ×	那須塩原市〇〇町〇〇番地〇〇
8	□ □ ◆ ◆	那須塩原市〇〇町〇〇番地〇〇
9	□ □ ■ ■	那須塩原市〇〇町〇〇番地〇〇
10	(略) ※「年齢・性別等を問わず区域に住所を有する個人」 をすべて記載してください。	
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		

申請者が代表者であることを証する書類記載例

代 表 者 就 任 承 諾 書

私は、令和〇〇年〇〇月〇〇日開催の総会の議決に従い、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２の規定に基づく地縁による団体〇〇自治会の代表者となることを承諾いたします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 那須塩原市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇 〇〇 **（自署）**

規約記載例

〇〇〇自治会規約（会則）

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、次に掲げる事業を行い、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇することを目的とする。

- (1) ○○○○○○○○○○
 (2) ○○○○○○○○○○
 (3) ○○○○○○○○○○
 (4) ○○○○○○○○○○
 (5) ○○○○○○○○○○

※ 地域的な社会的共同活動であることが必要です。

(名称)

第2条 本会は、〇〇〇自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、那須塩原市〇〇町全域及び△△町〇〇番地〇〇から××番地××までの区域とする。

※ 区域は、当該自治会の住民にとって、また、市内の他地区の住民からみても客観的に明らかであることが必要です。地番又は住居表示により表示することが最も望ましいのですが、河川や道路などで区域を特定することも可能です。

(事務所)

第4条 本会は、事務所を那須塩原市△△町〇〇番地〇〇に置く。

→ 事務所が会長宅にある場合の表記例：「本会の事務所は、会長宅に置く」

※ この所在地が、団体の住所となります。団体の活動記録を整理・保管することや、会議場所としての機能を考慮すると、当該地区にある集会施設等に事務所を置くことが望ましいと思われます。

第2章 会員

(会 員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 本会は、正当な理由なく、前項に規定する者の加入を拒むことができない。

※ 年齢や性別などの条件を、会員の資格として定めることは認められません。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

規約記載例

第3章 役員

(種別及び選任)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) 書 記 〇人
- (4) 会 計 〇人
- (5) 監 事 〇人

2 役員は、総会において、会員の中から選任する。

3 監事とその他の役員は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。総会を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計は、本会の会計事務を処理する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の財産の状況を監査すること。
- (2) その他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求し、又は招集すること。

(任期)

第9条 役員の任期は、〇年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(種別)

第10条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会員の議決権)

第11条 会員は総会において、1世帯につき1箇の表決権を有する。

(構成)

第12条 総会は、世帯主である会員の過半数の出席（委任状による出席を含む）をもって成立する。この場合において、世帯主に代わってその世帯主と同一の世帯に属する者が出席したときは、これを世帯主とみなす。

規約記載例

(権能)

第13条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他本会の運営に関する重要な事項

(開催)

第14条 通常総会は、毎年度決算終了後○月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の○分の○以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第8条第4項第4号の規定による監事からの請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会に出席した構成員の中から選任する。

(定足数)

第17条 総会は、構成員の○分の○以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第18条 総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席した構成員の○分の○以上の賛成を要する。

→「過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」旨の規定を置くことも可能です。

(書面表決等)

第19条 やむを得ない理由のため総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その構成員は、出席したものとみなす。

(議事録等)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）

規約記載例

- (3) 議決事項
 - (4) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が議長とともに署名及び押印しなければならない。

第5章 役員会

(構成)

第21条 役員会は、役員（監事を除く。以下この章において同じ。）をもって構成する。

(権能)

第22条 役員会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第23条 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員の○分の○以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第24条 役員会は、会長が招集する。

- 2 役員会を招集するときは、役員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第25条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第26条 役員会には、第17条から第20条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「構成員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資金から生ずる収入
- (6) その他の収入

規約記載例

(資産の管理)

第28条 資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決により定める。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第30条 本会の収支予算は、毎会計年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は、毎会計年度終了後3月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第31条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第32条 この規約は、総会において総会員の○分の○以上の同意を得て、那須塩原市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第33条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の○分の○以上の同意を得なければならない。

3 解散に伴う残余財産の処分は、総会において総会員の○分の○以上の同意を得て、○○○に寄付するものとする。

第7章 雑則

(備付帳簿及び書類)

第34条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 認可及び登記簿等に関する書類
- (5) 総会及び役員会の議事録
- (6) 収支に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 財産目録その他の資産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

(委任)

第35条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

附 則

この規約は、令和○○年○○月○○日から施行する。